

令和 8 年度

町政執行方針

福 島 町

町民の皆さま、町議会の皆さま、令和7年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、令和8年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年3月10日

福島町長 鳴海清春

令和8年度 町政執行方針

I はじめに

昨年は合併70周年の節目の年を、先人の歩みに感謝し、町民の皆様方と共にお祝いすることができました。

先人たちが脈々と築き上げてきた歴史、歩みに思いをいたし、新たな年のスタートに当たり、責任と覚悟をもって、未来の子どもたちのための“まちづくり”を進め、明るい未来を構築してまいります。

町民の皆様と共に歩み、町民の皆様と共に新たな歴史を全力で歩んでまいります。

国は、日本列島を強く、豊かにするための予算として、12兆3千億円の過去最大規模の令和8年度予算を閣議決定しております。

概算予算の重点事項に、経済・物価動向等の反映、こども・子育て加速化プランの推進などが盛り込まれております。また、地方財源対策として、地方交付税などの地方一般財源が6兆7千億円と8年連続で増額されております。

国の動向に注視し、スピード感をもって町政の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

常々、私は、政（まつりごと）は、町民との信頼関係が大切であり、善き政は町民との信頼から始まり、町民と行政の信頼関係で成り立っていると感じております。

私は、町長に就任以来、町民との信頼を基本とし、一貫し

て町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢とし、基幹産業である水産業や子育て支援を重点に町政を推進しております。

町においては、第6次福島町総合計画を“まちづくり”の基本に据え、町民の思いに寄り添った町政を推進してまいります。

当計画の重点事項として、引き続き、若者の移住定住対策・子育て支援並びに基幹産業の安定的な資源確保に重点的に予算配分をするとともに、地球環境の変化が引き起こす自然災害に対応した、防災計画、津波避難対策計画等に基づき、町民の生命財産を守る事業を着実に進めてまいります。

私たちは、人口減少並びに高齢化という厳しい荒波の中で、町が持っている潜在的な地域資源を生かし、今、できる最大の努力を惜しまず、そして勇気をもって果敢に未来にチャレンジする。

そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを探求・実践する。

そのことが新たな71年目の「まちづくり」に繋がり、新たな道につながるものと信じております。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代にあっても、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主演である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

Ⅱ 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第6次福島町総合計画」で掲げたテーマの「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第6次福島町総合計画の基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕著となってきており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

そのような中であって、福島商業高校に全国から福島町で学びたいと多くの子どもたちが入学しております。今、この子どもたちがまちの新たな活力となり、新たな人財の芽となり大きく育つことが期待されております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、卒業後の町内での就労、関係人口・交流人口の増加を

目指してまいります。

また、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

近年、地球温暖化による海水温などの気候変動がもたらす災害が全国的に多発しており、当町においても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波が想定され、国の特別強化地域に指定されていることから、町民の生命財産を守ることを第一優先に、災害時における津波一時避難場所の整備や避難先の備蓄庫などの設置を進めてまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探求し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

Ⅲ 主な施策の推進

次に、令和8年度におけるまちづくりについて、「第6次福島町総合計画」の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1 産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり

エネルギー・食料品価格の物価高騰に加え、長引く水産物の国内需要の低迷や、スルメイカ資源が回復傾向にある中、漁獲可能量の制限を受け、依然としてするめ加工原料の不足が続いており、水産加工業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

町の基幹産業である漁業にあっては、当町の浜の主力である養殖昆布漁業は安定した生産を維持しており、道内の天然昆布の不漁が続く中、水揚金額が9億7千万円に達して対前年比で約15%の増、ウニも2億1千万円に達して対前年比で約28%の増となり、いずれも一昨年に引き続いて、高い生産額となっております。

また、令和6年度から稼働した水産種苗生産等施設が採卵から種苗出荷まで順調に終えておりますが、海水温の影響により母藻の確保が年々厳しさを増している状況にあることから、関係機関と連携を図り、成熟誘導による種苗生産の確立などの試験を進め、養殖昆布等による持続可能な前浜資源の確保を引き続き支援してまいります。

なお、養殖昆布のさらなる品質向上を図るため、昆布等共同利用施設の整備に向けて、漁業協同組合や関係機関と連携して進めてまいります。

漁業生産の基盤である漁港整備については、第3種福島漁港では、引き続き天蓋施設の整備促進を図ります。また、第2種吉岡漁港については、機能保全事業による岸壁改良工事等の整備を図り、漁港の生産機能の向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、種苗購入先である北海道栽培漁業振興公社において、アワビ種苗生産施設に紫外線殺菌装置が導入されたことから、令和8年度においては希望数の種苗が確保されることとなっております。

また、岩手県の北日本水産株式会社と連携し、令和7年度から実施している生産等調査事業を継続して実施し、新たな陸上養殖アワビの生産体制の確立に努めるとともに、安定的な出荷体制の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町における農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。町では、農業生産の将来を見据え、都市在住の方々と連携を図りながら、農業経営の新たな法人化を進めており、農業生産が継続できるよう「千軒そば」を核とした農業生産体制の再構築を進め、令和8年度に農業法人設立に対する支援を行い、農業生産基盤の確立が図られるよう取り組んでまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を積極的に活用し、将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の有効活用を目指すとともに、地域循環を推進する施策を進めてまいります。

また、ナラ枯れ対策については、北海道が策定している基本方針及び「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」に基づき、被害木を適切に処理し、二次災害の可能性のある森林の被害木は、官民を問わずに町が実施主体となり対応してまいります。

有害鳥獣対策については、昨年、市街地でヒグマによる人身事故が発生しており、市街地へのヒグマ出没の抑制対策として緩衝帯の設置が有効であり、人里との境界線に電気柵の設置や草刈りを行ってまいります。

また、市街地へのヒグマの出没を想定した訓練を年1回以上行い、町、ハンター及び関係機関と連携を図りながら有害駆除の体制を強化してまいります。

有害鳥獣減容化処理施設については、渡島西部三町のハンターの負担軽減及び巡視活動時間の確保が図られるなど、ヒグマ・エゾシカの円滑な駆除につながっております。

特に令和7年度は、各地でヒグマの捕獲が増加したことにより、当該施設での処理も増え、処理装置への投入待機となる個体が発生するなど、将来的には処理装置の増台を含め、渡島西部四町での共同処理及び管理の検討を進めてまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、本格運航開始後7年が経過し、年間平均4千人を超える予約者数を維持しており、乗船客からは高い評価をいただいております。

しかし、出航は天候に大きく左右されるため、乗船者の安

全確保を第一優先に安全運航に努め、岩部地区の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、国土交通省において、安全管理に関する法改正が進められており、今後、さらなる法改正が見込まれておりますので、引き続き、法令順守を徹底してまいります。

道の駅の管理については、令和6年度から一般社団法人福島町まちづくり工房に管理委託先を変更し、道の駅の一部リニューアルや商品の品ぞろえを充実したことなどによる効果が徐々に表れ、売上や来場者数の増加に繋がるなど、観光情報の発信及び特産品販売等の充実が図られております。

なお、令和8年度からの道の駅の管理については、さらなるステップアップを目指し、指定管理者制度へ移行することとし、地場商品の販売に加え、指定管理受託者の商品開発による新たな特産品等の販売を支援してまいります。

町内の商工業については、長引く物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行については、多くの町内消費者が購入できるよう発行数を増やし、町民への物価高対策並びに町内事業者の経営安定を図るとともに、地域振興事業に対し、商工会と連携しながら支援してまいります。

また、社会情勢の影響による金利の上昇に対応するため、福島町中小企業融資制度による中小企業の借入に係る利子補給等について、経済的地位の向上と事業経営の基礎となるよ

う支援してまいります。

令和7年度の大阪・関西万博において「SUMO EXPO 2025」が開催され、「横綱の里」として福島町も参加しております。当催事を一過性の盛り上がりとせず、「地域振興」等の持続可能な活動へ転換させるため、「世界をつなぐSUMO推進協議会」が組織され、当町も加盟していることから、関係自治体と連携を図り、「横綱の里ふくしま」として偉大な二人の横綱や女だけの相撲大会など当町の魅力をPRしてまいります。

2 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降14年連続で減少しており、生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

当町は青函トンネル工事という特殊事情を受けて、工事終了後の急激な人口減少により厳しい状況下にあります。明るい兆しとして、多くの若者が全国各地から福島商業高校で学びたいと当町に集っております。

これまでの長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等、あらゆる分野が連携し、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識しております。

町では、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、子どもたちが快適かつ安心して保育所生活を送ることができるよう、引き続き、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境の充実に努めながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスの提供に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士の情報共有に努めるとともに、子育て支援体制の充実に努めてまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子どもたちが安全で安心して学び遊べるような生活の場の確保に努めるとともに、利用者のニーズに寄り添った運営を行ってまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材

の交流・育成拠点となる「青少年交流センター・新潮学舎」については、若者の定住人口の拡大、ワーケーションの受入等による交流人口・関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

3 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

近年、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らしの増加やライフスタイルの多様化などにより、一人ひとりが抱える生活問題が多くなってきているとともに、地域や家庭での人と人のつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域を共に創っていく共生社会を目指すことが必要であります。

私たちは、こうした「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期福島町地域福祉計画」の理念である一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」の三つの基本方針を掲げ、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

地域において、町民が社会福祉活動を推進するには、社会

福祉協議会が大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町は、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的な維持が重要と考えており、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、新築オープン以来、多くの方々に入館していただいております。引き続き、利用者の方々に快適な癒しを提供できるよう、質の高いサービスの提供を目指してまいります。

介護保険事業については、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」や人材不足による事業者の経営悪化など深刻な状況に直面しております。

町では、「福島町第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護又は介護予防等の良質なサービスを確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ることで、介護を必要とする方々の生活の安定の確保に努めてまいります。

また、令和8年度が当該計画の最終年となることから、次期計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和12年度の保険料統一に向け北海道国民健康保険運営方針に基づき、北海道が示した標準税率により税率の改正を行っております。

引き続き、令和12年度の全道広域化の本実施に向け適正な運営に努めてまいります。

なお、令和8年度より子ども・子育て支援納付金の課税、徴収が新たに開始され、国民健康保険税として負担していただき、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子育て支援の取組に充てられることとなっております。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大の阻害要因となっているだけでなく、医療費の増加にも大きな影響を与えている状況にあります。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣が深く関わっており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるかとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関りがあるといわれており、がんに罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

「福島町がんなんかには負けない基本条例」を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関並びに福島町三師会と連携を図りながら、健康フェスティバルやガンに関する講演会などの啓発活動を積極的に展開してまいります。

がんの検診率の向上には自主的な受診意識の高揚が大切であり、個別勧奨や再勧奨などの普及啓発を積極的に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。また、たばこを吸わない方でも家族や周囲の方が吸うことで、受動喫煙による肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化に努めてまいります。

町立診療所「やまゆりクリニック」については、町民の一次医療を担う医療機関として、安心して医療を受けられるような体制を図るとともに、経営の安定及び健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関と連携を図りながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

4 生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり

町営住宅及び町有住宅については、入居者が安心して暮らせるよう、長寿命化の推進と、計画的な維持・管理に努め、引き続き快適な住環境を提供してまいります。

水道事業については、将来のインフラリスクの低減を図るため、老朽配水管等の設備更新を計画的に進めてまいります。

また、将来の人口減少に伴い給水収益の縮小が予想されることから、効率的で健全な企業経営に努め、安心・安全な水道水を供給してまいります。

浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

なお、白神防災道路の早期実現に向け、松前町と連携しな

がら国や道などの関係機関へ要請活動を行ってまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆さまの協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

防災関連では、阪神・淡路大震災から31年、東日本大震災から15年が経過し、直近では令和6年1月の能登半島地震及び昨年12月には青森県東方沖を震源とする大きな地震が発生するなど、毎年のように大きな地震が頻発しております。

町では、このような状況を踏まえ、令和7年度末までに策定する津波避難対策計画に基づき、防災拠点である役場庁舎の非常用電源の浸水対策や旧吉岡温泉施設跡地に一時避難場所として防災広場を整備するなどの準備を進めてまいります。

また、防災資機材については、国の令和7年度補正予算として新たに新設された「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、指定緊急避難所の生活環境向上を図るための移動式エアコンの導入や津波一時避難場所2カ所に備蓄品コンテナを整備してまいります。

今後においても引き続き町内会や地域の皆様方と協力しながら、防災訓練や町広報による啓発を通じ地域防災力の向上に努めてまいります。

ゼロカーボンの実現に向けては、普及活動を実施することで機運の醸成を図るとともに、脱炭素に向けた取り組みが全町的な広がりを見せるような施策を展開してまいります。

なお、白符地区の山林で計画されている陸上風力発電については、ゼロカーボンに大きく寄与する事業と考えられるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山林所有者と連携を図り、実現に向けて必要な支援を行ってまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町による連携が重要なため、先駆的な自治体を参考に具体的な対策の検討を継続して進めてまいります。

なお、ごみの減量化については、家庭から出る燃えるごみの約4割を占める生ごみを減らすことが効果的な方策とされておりますので、引き続き町内会や各団体に協力をお願いしながら、電動生ごみ処理機の普及や缶・びん・ペットボトルなど資源ごみの分別の徹底を図ってまいります。

また、不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの設置や、監視パトロールの実施といった取り組みを継続して行ってまいります。

テレビ放送は日常生活で情報を得るため必要不可欠なものであり、テレビを視聴できない住民が生じることは、近年頻発する異常災害時の緊急事態における情報収集の手段が遮断され、地域住民の生命財産等に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

当町では、地上デジタル放送の開始から14年が経過しており、安定的なテレビ視聴が可能となるよう、機器の更新を

順次進めてまいります。

町内の空家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、多くの町民の方々に空家等除却補助金の制度を利用し、自主的な解体をしていただいておりますが、近年の著しい物価上昇等により解体費も高騰しているため、補助金の上限額を現行の60万円から100万円に見直し、空家の適正管理及び不良空家の除却を更に推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

5 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

町民が安心して快適に暮らす住環境の向上と定住人口の確保を目的に実施している住宅リフォーム補助金については、近年の人件費及び燃料費などの物価高騰の影響により工事費用も上昇しているため、補助率を現行の10パーセントから20パーセントに見直すとともに、補助金の上限額を現行の30万円から100万円とし、定住人口の確保及び町内経済の活性化を図ってまいります。あわせて、定住促進住宅奨励金についても、町内事業者による住宅取得に限り、取得額2千万円以上の場合、新たに助成額200万円の区分を追加し、町内事業者による住宅取得の場合の支援の充実を図ってまいります。

持続可能な地域社会を実現するため、SDGsを意識したまちづくりを推進するとともに、町民の理解を深めるため、広報等による周知に努めます。

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り、

魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、企業版ふるさと納税とともに、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

6 第2青函トンネル構想の実現で未来につなぐまちづくり

第2青函トンネル構想の実現は、北海道全体の振興に欠かすことのできない要素となっております。

昨年の12月9日に自民党道連および青森県連所属の国会議員を中心に「第2青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟」が設立され、構想の実現に向け大きく一步前進しております。

また、渡島総合開発期成会の要望事項としても「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が位置づけられており、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう理解と意識の醸成を図るとともに、青森県今別町などとも連携しながら北海道や青森県、衆・参国会議員等に対する要請活動を積極的に展開してまいります。

IV 令和8年度予算概要

令和8年度の地方財政計画では、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等が歳出に計上され、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスが安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7年度を上回る額が確保されました。

その内、地方交付税については、前年度比6.5%、1兆2千274億円増の20兆1千848億円が計上されております。

令和8年度予算編成については、これまでと同様、第6次福島町総合計画の着実な事業推進を図るとともに、様々な町政課題に的確に対応する予算計上に努めております。

燃料費及び物価高騰等により経常経費が増加傾向にある中、各会計において歳出予算の抑制については大変厳しい状況にあります。限られた財源のもと財政健全化を念頭に置きながら、第6次福島町総合計画のまちづくりの目標実現に向けた施策や事業を計上したところであります。

歳入の町税においては、個人町民税及び固定資産税の増により4.2%増の5億1千345万5千円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、地方財政計画や前年度実績等を考慮し、当初予算では9.9%増の21億5千6百万円を計上しております。

歳出については、定住促進、子育て支援及び脱炭素社会の実現に向けた2棟目となる若者・子育て向けの定住住宅整備

のほか、防災機能の強化につながる役場庁舎設備改修及び吉岡地区防災広場整備に係る実施設計業務などの実施、町の基盤整備として各地区における町道等を整備してまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	4 5 億 5, 4 6 8 万 8 千 円
国民健康保険特別会計	6 億 9, 1 1 7 万 7 千 円
介護保険特別会計	5 億 3, 0 1 0 万 9 千 円
うち保険事業勘定	5 億 2, 8 4 7 万 0 千 円
サービス事業勘定	1 6 3 万 9 千 円
後期高齢者医療特別会計	1 億 0, 4 6 0 万 8 千 円
町立診療所特別会計	1 億 2, 7 1 4 万 8 千 円
水道事業会計	1 億 8, 8 8 5 万 3 千 円
浄化槽事業会計	8, 0 2 7 万 9 千 円
計	6 2 億 7, 6 8 6 万 2 千 円

となります。

V むすび

以上、令和8年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今年度は、合併70周年の節目の年を終え、新たな1年がスタートとなり、次の時代につなぐ大切な年でもあります。

町を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、このような困難な時代だからこそ、私たちが本来持っている、自分でできること、お互いに助け合うことなど、自助・共助・公助が重要となります。

今、この時代だからこそ、皆で、そして地域全体が助け合い支えあいながら“まち”を共に創る「共生社会の実現」が求められております。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかりと議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

私は、町民と行政の相互の信頼関係が、政を進めていくうえでの基本と捉えており、引き続き、福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆さまと共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆さまから様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆さまの思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆さまの深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆さまのご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

令和 8 年度 教育行政執行方針

1 はじめに

令和 7 年度福島町議会定例会 3 月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において、次期学習指導要領の議論がなされておりますが、基盤となる考え方が昨年 9 月に公表されました。

「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を、みんなで育む」という目標が示されたところです。

近年の大変不安定な国際社会の情勢や、物価高騰、地球温暖化、生成 A I をはじめとした情報技術の進展など、刻々と変化する社会にあって、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。

福島町の児童生徒や町民が、ふるさとに誇りと愛着を持ち、困難な時代に立ち向かい、将来への希望をもって成長できるような教育行政に取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和 8 年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2 福島商業高校の魅力化

3月1日に福島商業高校の卒業式が行われ、全国募集1期生が旅立ちの日を迎えました。卒業生9名のうち6名が大学へ進学する予定で、中でも公立はこだて未来大学、北海学園法学部など、大きな成果がありました。

また、就職については町内企業1名、その他生徒も福島町の近隣で就労する見込みとなっており、地域を支える人材になってほしいと願っているところです。

福島商業高校の令和8年度入学に係る出願状況は、15名となっており、町内1名、渡島・檜山管内5名、その他道内7名、道外から2名と、多様な地域の生徒から出願がありました。

全国募集が4年目を迎え、在校生自身がその魅力を発信し続け、福島商業高校の教育内容や特色など魅力についての認知度が全国的に高まってきたためと考えております。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市及び東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパス等で福島商業高校の魅力を発信してまいります。

令和8年度、福島商業高校では文部科学省のDXハイスクール事業に応募し、道内大手小売り民間事業者に協力いただき、店舗運営を体験する商業科ならではの学習に取り組む予定となっています。町としても人材育成のため、この取り組みを全面的に支援してまいります。

また、ドローン操縦を体験する講習会や、各種資格取得、進学・就職対策、給食の無償提供などとともにノートパソコンの購入補助などの支援を継続して行ってまいります。

3 青少年交流センター

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、令和6年度増築後、合計51室で運営しております。

令和8年度は1年生14名、2年生13名、3年生18名の計45名が入居する見込みとなっております。

本施設は、町外から来ている福島商業高校生徒にとって、大きな魅力のある施設となっていることから、今後とも生徒が安心して暮らせるよう、引き続きハウスマスター2名を配置し、生活支援の充実に努めてまいります。

また、高校生がコンビニエンスストアやコンブ養殖など町内産業の担い手として、また、福島大神宮例大祭をはじめとした各種イベントへの参加など、活気ある町づくりの一助となるよう取り組みを進めてまいります。

4 学校教育

(1) 今後の学校の在り方

急激な少子化の進行と学校施設の老朽化から、10年後、20年後の教育環境を考えると、今こそ将来の学校の在り方を検討しなければならない時期であると考えております。

文部科学省が推奨している小学校専科への対応や、福島町に合った柔軟な教育課程の編成が可能となることから、現段階では義務教育学校の設置が最適であると考えているところです。

新年度に保護者や地域の方、教職員等による準備組織を設置し、福島町の児童生徒にとってより良い教育環境となる学校の形を協議してまいります。

(2) 学力の向上

次期学習指導要領の方向性として、「主体的・対話的で深い学び」の実装が挙げられています。

学ぶことに興味関心を持ち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、子ども同士の協働、地域の人との対話など通じ、自分の考えを広げ深める「対話的な学び」、情報を精査し、課題を見出して解決策を検討し、自分の考えたことを基に創造へつなげる「深い学び」の3点の視点が示されています。

福島町の教育の特徴として、それぞれの発達段階で地域課題探求学習に取り組んでおり、小・中・高校を見通した体系的な学習内容を構築することで、「主体的・対話的で深い学び」の実践に取り組んでいます。

与えられた知識を覚えるだけでなく、なぜそうなるのかを考え、話し合い、自分の言葉で表現する活動を、多くの教科で実践されるよう、授業改善を推進してまいります。

(3) ICT教育の推進

福島町が国のGIGAスクール構想に先駆け、平成30年度に導入した「1人1台端末」が更新時期を迎え、令和7年度に整備いたしました。

これまで小学校1年生から中学校3年生まで全員にiPadを整備しておりましたが、今回の更新では小学校低学年に直感的な操作がしやすいiPadを、小学校3年生以上にはクロームブックを整備し、「個別最適な学び」を意識しながら授業等で活用してまいります。

また、全学年、主要5教科を網羅するAIドリルを整備し、

授業や家庭学習に活用してまいります。

情報モラルやネットリテラシーなど、今後の社会において必要不可欠な能力となりますので、引き続きICT支援員を配置し、各学校のICT教育の推進を図ってまいります。

(4) 教職員の資質向上と働き方改革

児童生徒により良い教育を行うためには、教職員の資質能力の向上が欠かせません。

学習用端末とAIドリルの活用研修会や、特別支援教育講演会など、町独自の研修会を開催し、資質能力の向上に努めてまいります。

令和5年度に設立した「福島アカデミー」は、町内小・中・高校の横断的な組織として教職員研修、児童生徒交流などを積極的におこなってきました。小・中・高校の連携がより図られ、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織となるよう支援・助言してまいります。

また、福島町では月40時間以上超過勤務している教職員は比較的少ないものの、町全体で勤務時間の縮減に努力していかねばなりません。

令和8年度においては、学年始め休業を2日延長し、入学式を4月8日といたします。これは新しい年度を迎えるにあたって、準備のための期間を平日5日間確保するためのものであり、新学期当初から質の高い教育活動の展開と教職員の負担軽減を図ることを目的としております。

引き続き授業時数の適正な設定や、長期休業期間等について精査し、余裕のある学校運営となるよう検討してまいります。

(5) 部活動の地域展開

令和7年度は渡島西部4町において、地域展開推進協議会を設立し、単町で活動が難しい団体種目を中心に、拠点校方式による大会出場など、生徒の活動の場を確保するよう取り組んでまいります。

一方、休日の指導者の確保や、通常練習の保護者送迎が課題となっており、令和8年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を行うとともに、休日の地域展開に向けた勉強会を行うなど、引き続き取り組みを進めてまいります。

また福島町単独で、「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和5年7月に設置し継続的に検討してきたところですが、名称を「福島町部活動地域展開推進協議会」として、児童生徒にどのようなスポーツ・文化活動の場を提供できるか協議してまいります。

(6) 教育施設の維持管理

教育施設の維持管理について、福島小学校南側校舎をはじめ、施設の老朽化が進行しております。

今後進める新しい学校の在り方を検討する中で、現有施設の有効活用も含め、将来を見据えた施設整備について検討を進めてまいります。

また、令和6年に各学校に冷房設備の導入を進めてきたところですが、令和8年度も引き続き児童生徒が良好な環境で学習できるよう、適切な運用に努めてまいります。

(7) 学校給食

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。令和8年度においても、児童生徒が安心しておいしく食べられる給食の提供を進めてまいります。

福島町産米の使用については、令和3年度から70%超の使用率となっておりましたが、近年は米価の価格上昇等により、仕入れが難しい状況となっており、令和8年度についても道内他地域の米を使用する見込みとなっております。引き続き、農業協同組合、生産者とも協議を重ねながら、町産米の使用に取り組んでまいります。

今後とも安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

5 生涯学習

(1) 青少年教育

豊かな心とたくましく生きる力を推進していくためには、様々な学習機会の提供や体験を通じて、道徳心や責任感、他者への思いやりなどを育てていくことが重要であります。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、「科学実験とイリュージョンで考える力を育む」ことをテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっております。

令和8年度の友好市町の中学生徒交流事業は、夏季に長崎県松浦市への派遣及び長野県木曾町からの受入を行い、友好の絆を深めてまいります。

また、令和7年度から始めた青森県中泊町との小学生交流事業は、今年度は福島町を会場として、両町の産業や伝統文化を体験し郷土愛を育むとともに、チャレンジ精神や共同生活による協調性を身に着けてもらうよう進めてまいります。

（2）成年教育

潤いのある生活と活力ある地域づくりのためには、町民が芸術文化に接する機会の充実や活動を通じて、豊かな感性や創造性を高めていく環境づくりが必要です。

町民文化祭では、小中高校から各文化団体を中心として展示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しており、引き続き多くの町民に参加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。

生活講座については、町民の皆さまの要望に沿う内容を中心に、事業の実施に取り組んでまいります。

二十歳（はたち）を祝う会については、大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

（3）高齢者教育

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため、高齢者学級を開催してまいります。

令和8年度については、実行委員とともに学習プログラムの企画を立案し、参加者相互の交流に努めてまいります。

（4）読書活動の推進

読書は、知識や読解力が高まるだけでなく、視野が広がり

創造力が磨かれるなどの効果が期待されます。

第3次福島町子ども読書活動推進計画により、移動図書や乳幼児へのブックスタート事業、また令和7年度から実施している「私の推し本コンクール」などの取り組みを通じ、読書活動を推進してまいります。

また、令和3年度に整備した図書システムは、貸出・返却、蔵書検索など利便性が高まっており、システムへのアクセス数は毎年度5千件程度と、町民の皆さんがシステムを有効に活用しているものと認識しています。

今後とも明るい雰囲気づくりを行い、町民の皆さんが利用しやすい図書室運営となるよう努めてまいります。

6 スポーツ

(1) 青少年教育

青少年期は身体機能がピークに達し、運動することで身体機能の発達や精神的な健康に寄与します。関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」は、福島町相撲協会と実行委員会を組織し、伝統ある大会が成功するよう取り組んでまいります。

また、函館青年会議所主催の「わんぱく相撲大会」への協力や、小学校での「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体との連携により、縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少

年団の活動が円滑に進むよう、今年度についても大会出場費等、活動に対する支援や意見交換の場を設け、青少年が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

(2) 成年教育

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であり、各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進してまいります。

吉岡小学校運動会については、近年福島商業高校生徒も参加し、地域住民との交流も図られているところであり、令和8年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

このほか、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会について、各関係団体と連携協力しながら、円滑な運営となるよう支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和8年度で第43回を迎えます。

令和7年度は、直前でヒグマ注意報が発令され、大会を中止せざるを得ない状況となりました。

令和8年度は、選手が安心して出場できるよう関係者とともにも大会運営に取り組んでまいります。

また、これまでも多くの企業等から協賛を賜り、ちゃんこ鍋等の無料提供が参加者から好評を得ており、令和8年度においても継続して提供できるよう努力してまいります。

(4) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者維持・増加に向けた取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

令和7年度に続き、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場のグリーン芝張替や電気柵の設置、総合体育館遊戯室への冷房設備設置などを予定し、より利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

7 文化財等

(1) 歴史文化の保存伝承

文化財は、郷土福島を知る上で欠かすことのできないものであり、その保存・伝承は私たちに課せられた重要な責務であります。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

令和7年11月28日に全国各地域に伝承される「神楽」が、文化庁の文化審議会において、ユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定されました。当町保存会もその一員として、審査に向けた手続き等を進めてまいります。

令和6年度から取り組んでいる児童生徒への郷土芸能体験は、令和7年度に行われた町村合併70周年記念式典において、福島中学校の生徒が白符荒馬踊を披露するなど、その取り組みの成果が評価されているところです。令和8年度についても同様に、各学校と連携し取り組んでまいります。

また、町民が福島町の歴史を学ぶ機会として、年1回程度

歴史文化講演会を開催してまいります。

（２）埋蔵文化財

町で所有する豊浜・館崎両遺跡土器等をはじめとした埋蔵文化財資料について、旧美山教員住宅及び吉岡小学校の空き教室で保管しております。

今後、展示方法について検討するなど、適正な保存管理に努めてまいります。

８ むすび

以上、令和８年度における主な施策の概要を申し上げましたが、目まぐるしく変化する社会にあって、福島町の子どもたちが健やかに成長することを願って、教育行政を進めることが何よりも重要であると考えております。

本年は将来に向けて福島町の教育環境がどうあるべきか、多くの皆様からご意見を伺い、検討する重要な一年となります。

予測不能な社会にあっても、自らの力でたくましく生きる人材の育成を、「人づくりは学びから、学びは人づくりの礎」との理念の下、福島町に誇りと愛着を持ち、将来に希望が持てる取り組みを推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和８年度教育行政執行方針といたします。